

貧困・低所得世帯の家計管理に介入する社会福祉事業の特徴と課題

○ 愛知県立大学 野田博也 (6112)

キーワード：家計管理、政策アプローチ、自助

1. 研究目的

基礎的・必要の充足を企図する貧困対策の在り様は、獲得できる貨幣の量やその獲得方法（水準扶助；労働条件）だけでなく、獲得した貨幣の管理・運用、つまり家計管理の成否によって左右される。家計管理への介入に関わる議論は、救貧法体制期から看守される古いテーマである。しかし、福祉国家再編期、とりわけ 2000 年代以降、世帯内の家計管理の個別化・複雑化、金融の多様な開発・普及による管理運営の高度化・商品化、社会保障の縮小に伴う私的・自助努力の更なる要請等から、改めて注目されている。

国際的動向をみると、家計管理能力の向上は、消費者保護の観点からだけでなく、公的年金の縮小傾向に備える私的・自助努力の強化や（2008 年金融危機のような）経済不況の再発を防ぐ策として強調される。イギリス等では基礎的金融を利用できないために通常の生活の営みが困難になる金融排除が論じられ、アメリカ等ではソーシャルワーカー等の対人援助職が取り組むべき課題として金融ケイパビリティへの関わりが重視されている。

日本でも、一般的には金融広報中央委員会を中心に金融教育の導入が徐々に強化されている。社会福祉領域では利用契約制度の導入に伴う権利擁護、多重債務対策や貧困・低所得対策の相談支援として家計管理への介入が組み込まれてきている。とりわけ、生活困窮者自立支援事業における家計相談支援事業の創設を契機に、対人サービスを通じた家計管理への介入の在り方が政策課題となっている。しかし、実践に関わる調査や政策過程での議論、先駆的事例の紹介等がある反面、関連する国内外の先行研究の知見と関連付けた政策研究は管見の限り十分ではない。

かかる問題意識から、本学会第 64 回大会では政策の目的・対象・手法に注目して複数の政策アプローチと政策原理を示した。その成果をもとに、本報告では貧困・低所得世帯の家計管理に対人サービスを媒介して介入する社会福祉事業の特徴と課題を明らかにする。

2. 研究の視点および方法

第一に、介入策を検討する視点として、「危機介入」「収支均衡」「私有資産形成」「矯正」「ケア志向」に類型化した政策アプローチと、自助規範を中心とする政策原理に注目する。

第二に、研究対象とする事業は、家計管理に対する対人サービスによる介入が法規や公的議論等で期待されている貧困・低所得対策事業、特に生活保護事業と家計相談支援事業、日常生活自立支援事業を中心に上げる。

第三に、事業の検討では、各事業に関わる法規や手引き、二次データを論拠とする。

3. 倫理的配慮

文献研究に関わる「引用」「学会発表」等の本学会研究倫理指針を遵守する。

4. 研究結果

生活保護事業では「危機介入」に加え、ケースワーカーの判断で「収支均衡」が図られる。「資産形成」に関しては、教育ローンや賃金積立て等が認められるが貯蓄や耐久消費財の保有には一定の制約がある。このストックの制約は被保護者の自立助長等を目的とする「矯正」の方法ではなく、経済的秩序を保持するための一方的な抑制である。上記の「収支均衡」等はこのような制約を前提していることが当該事業の特徴である。

家計相談支援事業は、事業名にもあるように家計管理の介入それ自体を事業としており、サービス内容が手引き等で体系化されている。この介入は総じて「危機介入」と「収支均衡」に重点が置かれている。給付利用の条件ではなく利用の強制性はない。しかし、任意事業のために実施・未実施自治体の格差があり、また実施機関の利用実績の差も大きい。

日常生活自立支援は、「十分な判断能力」が「ない」人々を対象としており、上記二事業の利用者・相談者でも当該事業を利用することが想定される。権利擁護を目指す「ケア志向」であるが、福祉サービス利用支援のオプションであり、かつその中身は日常的な金銭管理であるため「収支均衡」に留まるものと考えられる。

5. 考察

三事業を総括すると、いずれも「危機介入」や「収支均衡」を主としている。しかし、それらの介入を支える体制整備は全ての地域・事業で保障されているわけではない。このなかで、介入の特質は「十分な判断能力」の有無や被保護者か否かで大別できる。事業関係を考慮すると「十分な判断能力」の有無を判断する根拠が必ずしも明確ではないこと、種々の給付と条件づけられ家計の自由を制約する生活保護の影響が強いことを政策上の懸案として指摘できる。また、家計相談支援は無条件的であるが、そうであるからこそ普及が進まない。これらを併せて考察すると、一部の給付に組み込む介入策（特定目的の貸付又は貯蓄等と家計管理介入の組み合わせ）は「資産形成」を積極的に促す特徴・効果が考えられるが、このようなアプローチは上記三事業には導入されていないことが指摘できる。

家計管理への介入策は、政策原理としての自助規範が、貨幣獲得手段（労働条件や就労支援）の局面だけでなく、獲得した貨幣を扱う私的領域にまで立ち入ってきていることを意味する。この拡張は、一方では家計管理手段の複雑化・商品化等の社会的情勢の変化から必要な支援として求められ、他方では公的給付利用の適正化から義務的・強制的に導入される側面がある。貨幣獲得手段との連続的な介入や、障害や文化等の差異に配慮した介入等をどのように形成・実施できるかが問われる。

本研究は科研費（16K17268）の研究成果の一部である